

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度 の概要とその整備状況等について

関東デジタル田園都市構想推進協議会 第8回会合 ご説明資料

**総務省総合通信基盤局
電気通信事業部基盤整備促進課**

令和6年11月

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要

- ✓ 人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和5年6月16日施行の改正電気通信事業法等により、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。以下「BBユニバ」という。）制度を創設

BBユニバの対象 (※1)



- ① FTTH
- ② CATVインターネット（HFC方式）
- ③ ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限り

- ・HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

交付金

負担事業者^(※2)から徴収する負担金を原資とする交付金を支援対象事業者^(※3)に対し交付することで、不採算エリア（支援区域）におけるBBユニバの提供に要する維持管理費用の一部を補填

事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者^(※4)に一定の規律

- ・契約約款の作成、届出義務
- ・約款に基づく役務提供義務 等

※4 支援対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者

総務大臣

③ 交付金額等
認可申請

④ 認可

支援対象事業者 (※3)

支援区域で
BBユニバを提供

① コスト算定のための
基礎データの算出

② 資料届出

交付金・
負担金額
の算定

交付金・
負担金額
の確定

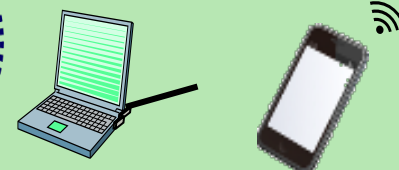
基礎的電気通信
役務支援機関

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

⑤ 負担額通知

負担事業者 (※2)

（固定・携帯ブロードバンド事業者）



⑥ 負担金納付

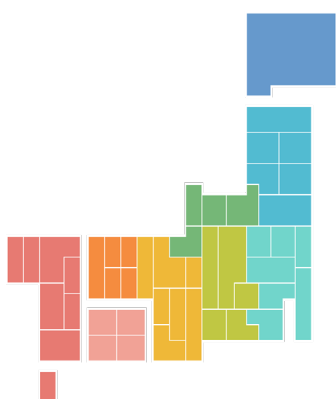
⑦ 交付金交付

※3 第二種適格電気通信事業者という。一定の世帯カバー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。
各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限

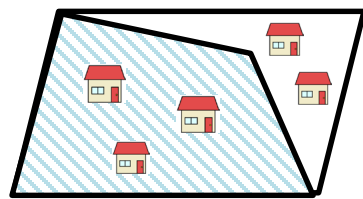
BBユニバ制度における「支援区域」の指定 ①

- ✓ 直近の国勢調査に基づく全国約23万町字（例：▽▽一丁目）の中から、対象事業者から総務省に報告される、町字ごとの「回線規模報告」を踏まえ、①提供状況の厳しさ、②不採算性、③地域特性の3つの要件を基に、総務大臣が「一般支援区域」と「特別支援区域」となる町字を特定
- ✓ これらの「一般支援区域」と「特別支援区域」を、交付金の算定対象となる町字として、本年8月30日に指定・公表
- ✓ 合計29,288町字（「一般支援区域」が15,831町字、「特別支援区域」が13,457町字）
- ✓ なお、今後、毎年、総務大臣は指定替え、指定解除等を行い、公表することになる



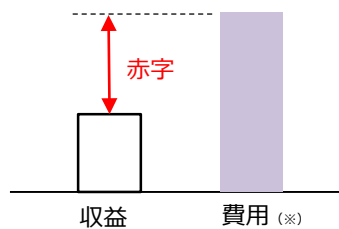
全国 約23万町字
※国勢調査に基づく町字

要件①：提供状況の厳しさ



世帯カバー率：50%超
提供期間：（50%超で）1年超
を満たす事業者が一者のみ or ゼロ

要件②：不採算性



町字当りの一回線当たりの月額コストが、3,869円（収益）を上回る

※ 費用は算定モデルを使って推計

要件①～③全てに該当

**特別支援区域
(13,457町字)**

要件③：地域特性

（次のA～Cのいずれかに該当）

A：大幅な赤字地域

（赤字額が11,790円／月を上回る）
（例：BBの提供に海底ケーブルが必要）

B：公設地域

（町字に自治体所有の公設設備あり）
（例：電気通信事業者がIRU契約により自治体所有の設備を利用してBBを提供）

C：未整備地域

（世帯カバー率が50%以下）
（例：不採算エリアに数世帯が存在）

要件①及び②に該当

**一般支援区域
(15,831町字)**

合計 29,288町字

注：要件①又は②に該当しない町字は支援区域とはならない

B Bユニバ制度における「支援区域」の指定 ②（関東の一部を抜粋）

第二号基礎的電気通信役務一般支援区域

令和6年8月30日指定

埼玉県

KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
11104021001	さいたま市見沼区	加田屋	一丁目	11207052017	秩父市	大滝	
11104021002	さいたま市見沼区	加田屋	二丁目	11207053002	秩父市	中津川	
111040230	さいたま市見沼区	大字西山新田		11208001001	所沢市	並木	一丁目
111040240	さいたま市見沼区	大字見山		112090580	飯能市	大字中藤上郷	
11104036002	さいたま市見沼区	宮ヶ谷塔	二丁目	11210087002	加須市	駒場	
11104040002	さいたま市見沼区	御町	二丁目	112100880	加須市	本郷	
11106003003	さいたま市桜区	新聞	三丁目	112110660	本庄市	児玉町河内	
111070170	さいたま市浦和区			112110670	本庄市	児玉町稲沢	
111090290	さいたま市緑区	大字見沼		112150200	狭山市	大字柏原新田	
11110054001	さいたま市岩槻区	古ヶ場	一丁目	112160440	羽生市	大字日野手新田	
11201163001	川越市	豊田本	一丁目	112181340	深谷市	前小屋	
11202109007	熊谷市	永井太田	市ノ坪	112240250	戸田市	堤外地	
112070280	秩父市	田村		112270100	朝霞市	大字台	
11207031001	秩父市	久那		112270110	朝霞市	大字根岸	
112070340	秩父市	定峰		112270230	朝霞市	大字宮戸	
112070360	秩父市	伊古田		11229004008	和光市	新倉	八丁目
112070370	秩父市	品沢		11229015006	和光市	下新倉	六丁目
11207042001	秩父市	浦山		112350260	富士見市	みどり野北	
11207042002	秩父市	浦山		112350270	富士見市	みどり野南	
11207046008	秩父市	下吉田		112350280	富士見市	みどり野東	
11207046012	秩父市	下吉田		11237033002	三郷市	彦糸	二丁目
11207046015	秩父市	下吉田		112390620	坂戸市	けやき台	
11207047002	秩父市	吉田久長		112400270	幸手市	大字花島	
11207048001	秩父市	吉田阿熊		112400280	幸手市	大字中島	
11207048002	秩父市	吉田阿熊		113270140	越生町	大字黒山	
11207048003	秩父市	吉田阿熊		113270150	越生町	大字龍ヶ谷	
11207049001	秩父市	上吉田		113270160	越生町	大字妻原	
11207049003	秩父市	上吉田		113270170	越生町	大字上谷	
11207049005	秩父市	上吉田		113420050	嵐山町	大字遠山	
11207049006	秩父市	上吉田		113420100	嵐山町	大字将軍沢	
11207049008	秩父市	上吉田		11342011035	嵐山町	大字古里	
11207049011	秩父市	上吉田		11343003022	小川町	大字下里	
11207049012	秩父市	上吉田		11343006033	小川町	大字腰越	
11207049013	秩父市	上吉田		113430080	小川町	大字上古寺	
11207050001	秩父市	吉田石間		113430160	小川町	大字木呂子	
11207050002	秩父市	吉田石間		113430250	小川町	大字西古里	
11207050003	秩父市	吉田石間		11346044002	川島町	大字出丸中郷	
11207050004	秩父市	吉田石間		11346044003	川島町	大字出丸中郷	
11207050005	秩父市	吉田石間		113460670	川島町	大字芝沼	
11207051001	秩父市	吉田太田部		113470070	吉見町	大字古名新田	
11207052006	秩父市	大滝		113470390	吉見町	大字一ツ木	
11207052007	秩父市	大滝		113470420	吉見町	大字明秋	
11207052008	秩父市	大滝		113470440	吉見町	大字西吉見	
11207052009	秩父市	大滝		113480020	鳩山町	大字奥田	
11207052010	秩父市	大滝		113480060	鳩山町	大字高野倉	
11207052011	秩父市	大滝		113480120	鳩山町	大字石坂	
11207052012	秩父市	大滝		113610020	横瀬町	大字芦ヶ久保	
11207052013	秩父市	大滝		11362006002	皆野町		字山中
11207052014	秩父市	大滝		11362006003	皆野町	大字野巻	字名土
11207052016	秩父市	大滝		11362007001	皆野町	大字金沢	字橋瓜

第二号基礎的電気通信役務特別支援区域

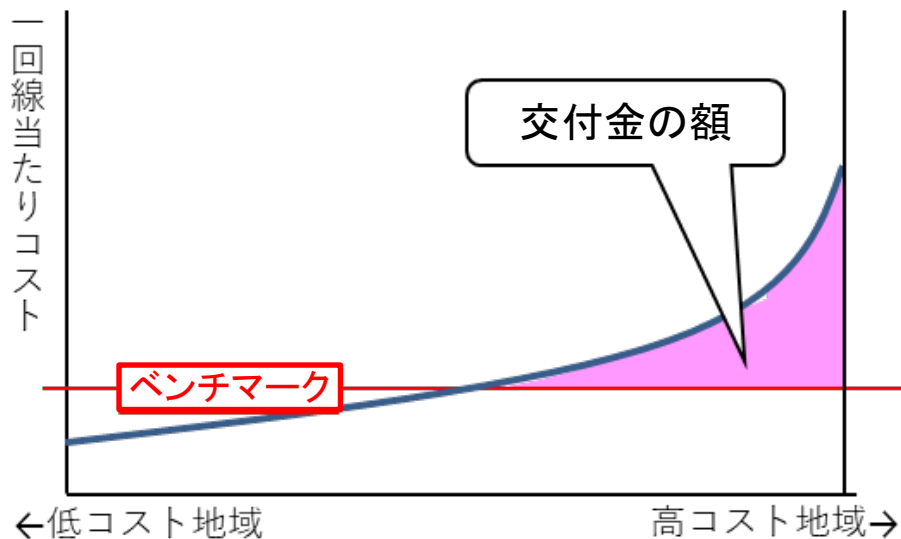
令和6年8月30日指定

栃木県

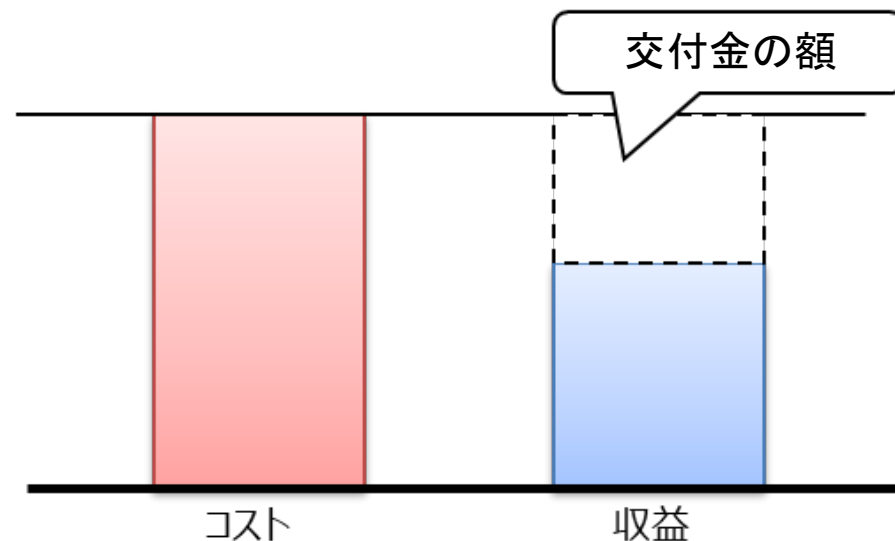
KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
092030940	栃木市	藤岡町下宮		092100620	大田原市	北野上	
092060070	日光市	小滝		092100740	大田原市	中野内	
092060080	日光市	切鞍		092100750	大田原市	河原	
092060100	日光市	唐風呂		092100760	大田原市	商郷	
092060110	日光市	餅が瀬		092100770	大田原市	寺宿	
092060150	日光市	足尾町南橋		092100780	大田原市	木佐美	
092060270	日光市	内の麓		092100790	大田原市	大久保	
092060560	日光市	中宮祠		092100800	大田原市	久野又	
092060650	日光市	南小束川		092100810	大田原市	大輪	
092060660	日光市	宮小束川		092100820	大田原市	川田	
092060670	日光市	東小束川		092100830	大田原市	須佐木	
092060690	日光市	堤外川		092100840	大田原市	須賀川	
092060700	日光市	滝ヶ原		092100850	大田原市	雲岩寺	
09206079004	日光市	瀬尾		092100860	大田原市	川上	
09206079005	日光市	瀬尾		092100870	大田原市	南方	
092060900	日光市	大渡		092130310	那須塩原市	寺子	
092060910	日光市	町谷		092130580	那須塩原市	高林	
092060920	日光市	轟		092130590	那須塩原市	箕輪	
092060970	日光市	小百		092130600	那須塩原市	洞島	
092060980	日光市	原宿		092130610	那須塩原市	箭坪	
092060990	日光市	佐下部		092130620	那須塩原市	木綿畑	
092061010	日光市	高柴		092130630	那須塩原市	湯宮	
092061060	日光市	針貝		092130640	那須塩原市	鴨内	
09206113002	日光市	塩野室町		092130650	那須塩原市	百村	
092061150	日光市	沢又		092130660	那須塩原市	油井	
092061160	日光市	寄掛		092130680	那須塩原市	細竹	
092061170	日光市	嘉多蔵		092130690	那須塩原市	西岩崎	
09206118002	日光市	小林		092130700	那須塩原市	板室	
09206118004	日光市	小林		092130710	那須塩原市	戸田	
092061220	日光市	川治温泉高原		092131090	那須塩原市	千本松	
092061290	日光市	横川		092131440	那須塩原市	折戸	
092061300	日光市	上三依		09343001022	茂木町	大字茂木	
092061310	日光市	中三依		09343002021	茂木町	大字神井	
092061320	日光市	芹沢		09343002022	茂木町	大字神井	
092061330	日光市	独鉾沢		09343003023	茂木町	大字鮎田	
092061340	日光市	五十里		09343003024	茂木町	大字鮎田	
092061350	日光市	川俣		093430040	茂木町	大字青梅	
092061360	日光市	野門		093430050	茂木町	大字楡山	
092061370	日光市	上栗山		093430060	茂木町	大字林	
092061380	日光市	土呂部		09343009004	茂木町	大字小井戸	
092061390	日光市	黒部		09343009009	茂木町	大字小井戸	
092061400	日光市	湯西川		09343009030	茂木町	大字小井戸	
092061410	日光市	西川		09343009032	茂木町	大字小井戸	
092061420	日光市	日向		093430110	茂木町	大字上後郷	
092061430	日光市	日蔭		09343012039	茂木町	大字馬門	
092061450	日光市	若間		09343013040	茂木町	大字下菅又	
092090450	真岡市	寺分		09343013041	茂木町	大字下菅又	
092100530	大田原市	湯津上		09343014042	茂木町	大字坂井	
092100570	大田原市	新宿		09343014043	茂木町	大字坂井	
092100580	大田原市	片府田		09343014044	茂木町	大字坂井	

- ✓ 支援区域の種別ごとに、異なる方式により交付金の額を算定
- ✓ 一般支援区域及び一部の特別支援区域（主に大幅な赤字地域）については、ベンチマーク方式により交付金の額を算定
- ✓ 一部の特別支援区域（公設地域及び未整備地域の一部）については、収入費用方式により交付金の額を算定

ベンチマーク方式のイメージ



収入費用方式のイメージ



「高速度データ伝送電気通信役務」（法7条二）

「その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務」のこと（法7条二）

・ISP接続 「専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備」（省令14条の4）を用いて提供されるサービス

除外

第二種負担金の算定に関する役務

「第二号基礎的電気通信役務」

- ・FTTH
- ・CATV（HFC方式）
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）
（法7条二及び省令14条の3①）

- ・CATV（同軸方式）
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）
- ・DSL
- ・FWA
- ・携帯電話・PHSアクセスサービス（3.9～4G、5G）

- ・ローカル5G
- ・BWA（自営等除く）
- ・公衆無線LAN
- ・衛星アクセス

（注）下り名目速度1Mbpsに満たない役務は対象外とする

卸先役務 「専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務」（省令40条の7の2一）

専用役務、閉域網通信、IoT端末との通信に用いるサービス

- ・フレームリレーサービス・ATM交換サービス・自営等BWAアクセスサービス
- ・IP-VPNサービス・広域イーサネットサービス・専用役務
- ・通信モジュール※向けに提供する電気通信役務
※特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう
（省令40条の7の2二）

仮想移動電気通信サービス

（省令40条の7の2二）

アンライセンスLPWA

音声伝送役務等

- ・加入電話（ダイヤルアップ接続を含む）*
- ・総合デジタル通信サービス（ISDN）*
- * 音声伝送役務かつナローバンド通信であるサービス

- ・中継電話
- ・国際電話等
- ・公衆電話等

- ・携帯電話
- ・PHS
- ・IP電話

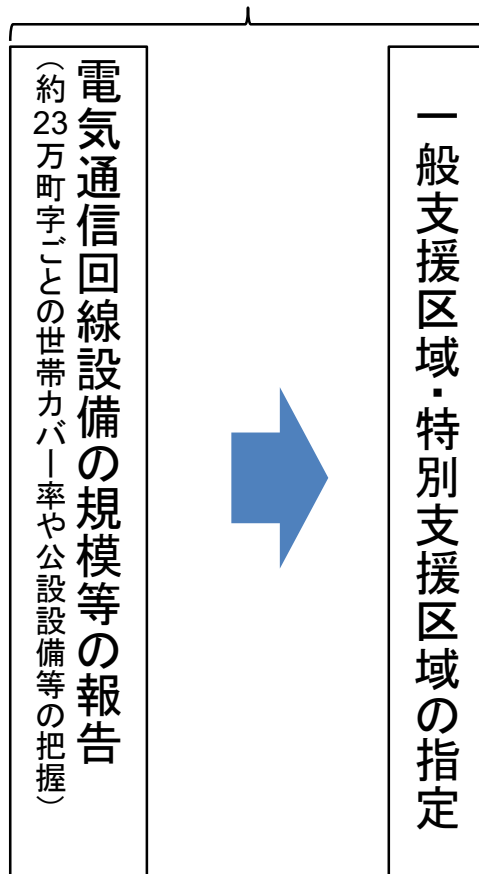
- ・ワイヤレス固定電話
- ・衛星移動通信
- ・FMC

- ・付加価値サービス
- ・インターネット関連サービス
- ・ドメイン名電気通信役務

- ・電報
- ・その他

- ✓ BBユニバ制度では、第二種適格電気通信事業者に対して、担当する一般支援区域・特別支援区域でBBユニバを提供するのに必要な維持管理費用の一部を交付金として補填

毎年度実施



令和6年: 6/28

8/30

第二種適格電気通信事業者の指定

令和6年度内
を想定

第二種適格電気通信事業者が
存在する場合に毎年度実施

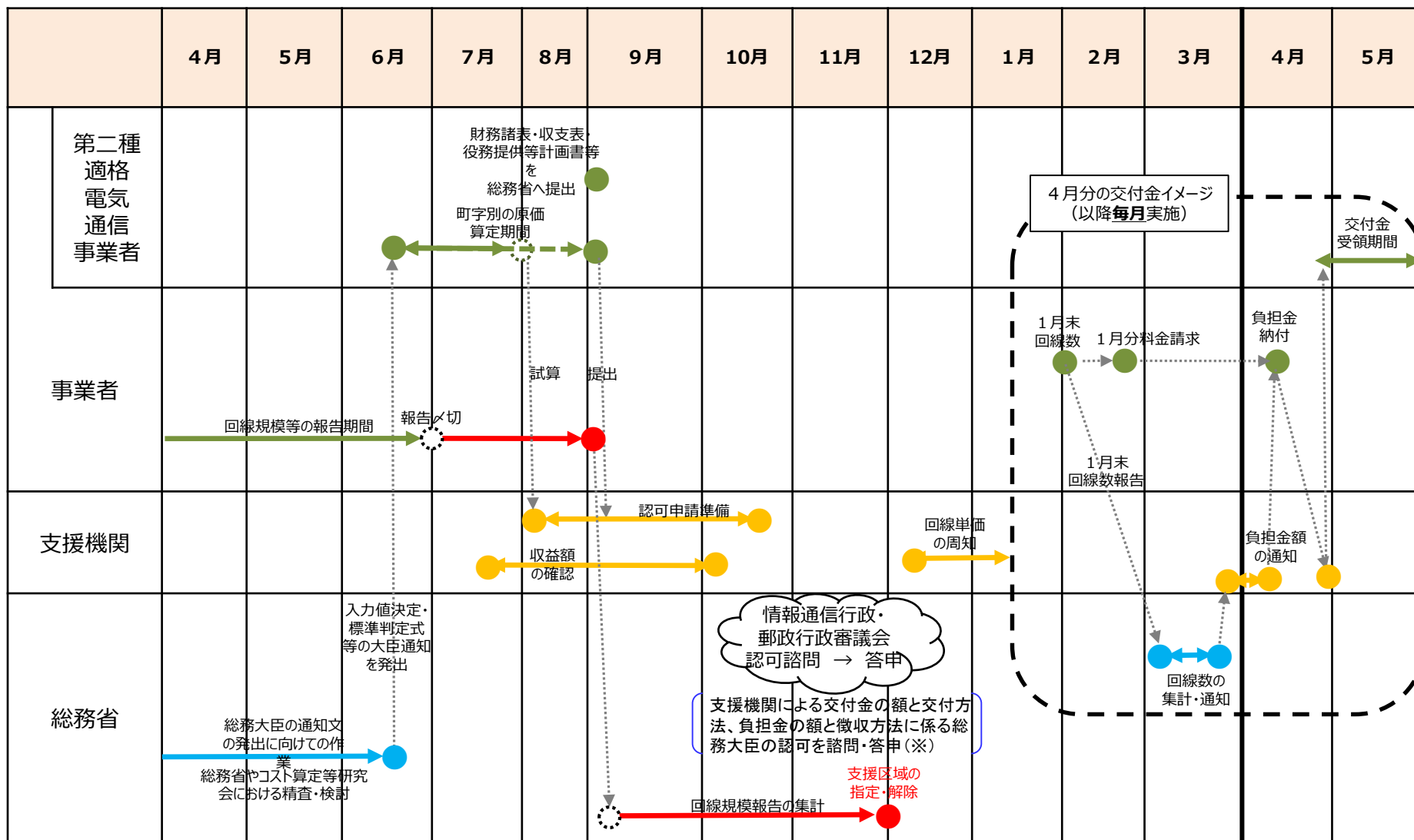


令和7年度
を想定

令和8年度
を想定

(参考)想定される通常のBBユニバ制度の年間運用スケジュール(イメージ)

7



※ ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会（第15回 R6.10.10）資料 1 から抜粋